回覧

今年度も

「林野火災注意報・警報」の対象期間

が始まります！

今年１月８日に大目地区の扇山で発生した林野火災では、焼損面積約 478ha に及び、山梨県内で戦後最大の焼損面積となりました。また、損害額は約１億円に上りました。

近年、林野火災が多発していることを受け、昨年、上野原市火災予防条例の一部が改正され、屋外での火の使用（たき火など）に関する制限として、新たに**林野火災注意報及び林野火災警報**が規定されています。

対象期間：令和８年 11 月１日～令和９年５月 31 日まで

内容については以下のとおりです。

★ 注意報の発令時：屋外での火の使用は控えてください（努力義務）

★ 警報の発令時：屋外での火の使用はできなくなります（義務）

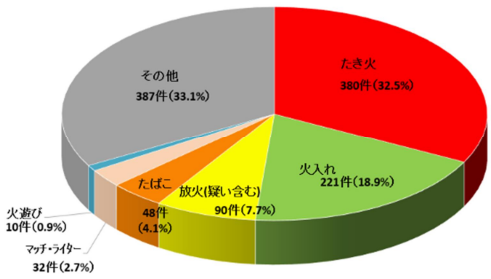
└「火の使用の制限」に違反した場合、**30 万円以下の罰金又は拘留**に処することが消防法で定められています。

※上野原市で行為をする全ての方に該当します

また、届出を提出され、消防署に受理された方も該当します

◎ 市民の皆様にはご不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いします

原因別出火件数（令和２年～令和６年の平均）





上野原市の約 82%は森林です。

火事が起こる前にみんなで防ぎましょう！！

「 山火事を起こすも防ぐも私たち 」

（令和８年全国山火事予防運動統一標語）

～お問い合わせ～
上野原市消防本部
消防署　予防担当
TEL:0554-62-4111